

○神栖市ホームページ有料広告募集要項

令和 8 年 8 月 2 8 日

告示第 1 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、神栖市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の募集等に関し、神栖市有料広告掲載要項（平成 1 9 年神栖市告示第 3 6 号。以下「掲載要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第 2 条 市ホームページに広告を掲載することができるもの並びに広告の内容、デザイン等及びリンク先ホームページの内容は、掲載要項及び別に定める掲載基準の規定によるものとする。

(規格等)

第 3 条 広告の種類、掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載枠)

第 4 条 広告の掲載枠は、最大で 1 0 枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、1 月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(募集方法等)

第 6 条 広告掲載の募集は公募によるものとし、広報紙、市ホームページ等により行う。

2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 市長は、広告枠を新たに設置した場合又は空き枠が生じた場合には、随時募集を行うことができる。

(申込み)

第 7 条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、神栖市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に原稿を添えて、掲載を希望する月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

(可否の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要項第 6 条第 1 項に規定する神栖市有料広告掲載審査会に諮り掲載の可否を決定し、神栖市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第 2 号。以下「掲載決定通知書」という。）又は神栖市ホームページ有料広告不掲載決定通知書（様式第 3 号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が募集枠を超えた場合は、次の順位により決定する。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 前号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても申込者が募集枠を超える場合は、抽選により決定する。

(広告主の責任)

第9条 掲載した広告の内容により第三者に損害等が生じた場合は、広告主（掲載決定通知書を受けたものをいう。以下同じ。）がその責任を負うものとする。

(免責事項)

第10条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る掲載料の返還及び損害の補償を市に請求できないものとする。

(1) 市のサーバ、ソフトウェア、通信回線等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 市ホームページの変更作業に伴う停止

(3) 火災、地震、水害、落雷等の天災に伴う停止

(4) その他通信回線等の事故、障害等に伴う停止

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、掲載要項の規定により掲載が決定された有料広告（市ホームページに係るものに限る。）は、この告示の相当規定により掲載が決定されたものとみなす。

別表（第3条関係）

種類	掲載位置	規格（カラー）	掲載料
バナー広告	トップページ	縦60ピクセル×横150ピクセル 10KB以内、J P E G、P N G又は G I F（動画不可）	20,000円／月